

現場代理人及び技術者に関する Q&A

< 目 次 >

ー 監理技術者について ー

- Q1: 監理技術者の専任期間はいつからいつまでですか
- Q2: 監理技術者の専任の一時不在は認められますか
- Q3: 監理技術者の配置を途中で交代することはできますか

ー 現場代理人について ー

- Q4: 現場代理人は常駐が必要ですか
- Q5: 現場代理人は複数の工事を兼務できますか。
- Q6: 現場代理人の連絡体制はどのように確保すればよいですか
- Q7: 現場代理人の一時不在は認められますか
- Q8: 現場代理人と監理技術者を兼務することはできますか
- Q9: 現場代理人を途中で交代することはできますか
- Q10: 現場代理人が不在の場合、誰がその業務を行うのですか
- Q11: 現場代理人は出向社員でも務めることができますか
- Q12: 現場代理人と営業所技術者等を兼務することはできますか

－ 監理技術者について －

Q1： 監理技術者の専任期間はいつからいつまでですか

監理技術者の専任期間は、原則として契約工期の始期から終期までの期間となります。ただし、次のような期間については、監理技術者の専任を要しない場合があります。

1. 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間
2. 工事を全面的に一時中止している期間
3. 工事完成後、検査が終了し、引渡しが完了するまでの期間
4. 橋梁、ポンプ等の工場製作のみが行われている期間

これらの期間については、発注者と受注者の間で、設計図書若しくは打合せ簿等の書面により明確になっている必要があります。

Q2： 監理技術者の専任の一時不在は認められますか

監理技術者の専任は、常時継続的に工事現場に滞在することを求めるものではありません。以下のような一時的な不在については、適切な施工ができる体制を確保した上で認められます。

【一時不在が認められる具体例】

1. 工事打合せ、材料調達、官公庁等への届出等、工事現場の運営管理上必要な業務を行う場合
2. 研修・講習会等への参加、健康診断等、技術者本人の能力向上やキャリアアップ等を図るための活動を行う場合
3. 休暇（年次有給休暇、夏季・冬季休暇、忌引き、結婚等）を取得する場合
4. 病気やケガで短期間の治療が必要な場合

ただし、いずれの場合も、不在の間の連絡体制を確保し、緊急時には工事現場に速やかに戻れる範囲内での不在に限られます。また、恒常的・長期的な不在は認められず、その場合は監理技術者の交代手続きが必要です。

Q3: 監理技術者の配置を途中で交代することはできますか

監理技術者の途中交代は、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、原則として認められていません。ただし、以下のようなやむを得ない事情がある場合においては、同等以上の資格を有する技術者を配置すること、工事の継続性、品質確保等に支障がないことを条件に認められる場合があります。

【交代が認められる具体例】

1. 死亡、傷病、出産、育児、介護等の事情により、技術者本人が職務を継続できない場合 ※医師による診断書の提出は必要ありません。
2. 退職、転勤等の理由により、技術者が継続して工事現場に専任できなくなった場合
3. 発注者と受注者の間で協議のうえ、合意した場合（工場製作と現場施工が行われる工事で、工場製作が終了し現場施工に着手するとき等）
4. 受注者の責によらない理由により工事中止や工事内容の大幅な変更等が発生し、工期が延長された場合

交代の際は、監督員等と協議のうえ、所定の手続きを行い、新旧技術者間の引継ぎ（工事の規模、難易度等に応じて、一定期間重複して工事現場に配置するなど）を適切に行うことが必要です。なお、技術者の途中交代を希望する場合は、監督員が契約担当課と（総合評価案件の場合は財政局技術監理部技術企画課とも）事前協議の必要がありますので、事前に監督員に申し出てください。

ー現場代理人についてー

Q4：現場代理人は常駐が必要ですか

原則として、現場代理人は工事現場に常駐することが求められています。常駐とは、当該工事のみを担当し、作業期間中、常に工事現場に滞在していることを意味します。ただし、一定の条件を満たす場合には、発注者の承諾を得ることにより常駐義務が緩和されます。

次の条件を満たす場合は、工事請負契約書の第10条第3項を適用し、現場代理人は常駐を要しないこととして、他の工事現場への兼任が認められます。

1. 兼任できる件数：2件（該当工事のほかに1件）
2. 契約金額：
 - 1）4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事は、下記の期間に限り兼任が認められる（常駐を要しない）
 - ・ 契約締結後から現場施工に着手するまでの期間
 - ・ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生または埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
 - ・ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
 - 2）4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事は、期間による制限はなく、上記以外の期間であっても兼任が認められます。

なお、発注課は工事内容等により、兼任が難しい施工条件等の場合は、本運用の対象外として取り扱い、“常駐が必要な工事”として特記仕様書等へ表記し発注することがあります。

【対象外とする工事の例】

- ・ 24時間体制で対応が必要な工事
- ・ 離島などで、他の工事現場との兼任が難しいと判断される工事

Q5: 現場代理人は複数の工事を兼務できますか

発注者の承認を得た場合、一定の条件下（Q4 のとおり）で複数工事の現場代理人を兼務することが可能です。

Q6: 現場代理人の連絡体制はどのように確保すればよいですか

現場代理人の常駐義務が緩和される場合において、発注者との連絡体制を確保することが必須条件となります。連絡体制は、携帯電話等の通信機器を用いて、発注者からの連絡に即時対応できる体制を確保してください。

Q7: 現場代理人の一時不在は認められますか

現場代理人の常駐義務は絶対的なものではなく、以下のような場合には一時的な不在が認められます。

【一時不在が認められる具体例】

1. 工事打合せ、材料調達、官公庁等への届出等、工事の運営上必要な業務を行う場合
2. 研修・講習会等への参加、健康診断等、現場代理人本人の能力向上やキャリアアップ等を図るための活動を行う場合
3. 休暇（年次有給休暇、夏季・冬季休暇、忌引き、結婚等）を取得する場合
4. 病気やケガで短期間の治療が必要な場合
5. 現場の安全巡視、近隣工事との調整等、当該工事の施工上必要な業務を行う場合
6. 災害防止のための緊急の措置を行う場合

ただし、いずれの場合も、不在中は常に連絡が取れる状態を確保し、緊急時には速やかに現場に戻る体制を整えておく必要があります。また、発注者が求めた場合には現場に急行できる範囲内に限られます。恒常的・長期的な不在は認められません。

Q8: 現場代理人と監理技術者を兼務することはできますか

現場代理人と監理技術者の兼務は可能です。なお、現場代理人は請負契約の履行に関する受注者の代理人であり、監理技術者は工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる者であるため、それぞれの役割と責任を十分に理解した上で兼務してください。

Q9: 現場代理人を途中で交代することはできますか

現場代理人の途中交代については、原則として以下のようなやむを得ない事情がある場合に限り認められます。

【交代が認められる具体例】

1. 死亡、傷病、出産、育児、介護等の事情により、技術者本人が職務を継続できない場合 ※医師による診断書の提出は必要ありません。
2. 退職、転勤等の理由により、現場代理人が継続して常駐できなくなった場合
3. 工事内容の大幅な変更や工期延長等により、専門性の異なる現場代理人への交代が必要となった場合
4. 発注者から工事施工上の理由で交代を求められた場合

交代する場合は、事前に発注者に書面（工事打合せ簿）で協議（「現場代理人変更通知書」及び「経歴書」を発注者へ提出）し、承諾を得る必要があります。また、交代により工事の運営・取締りに支障をきたさないよう、適切な引継ぎを行ってください。

Q10: 現場代理人が不在の場合、誰がその業務を行うのですか

現場代理人が休暇等により一時的に不在となる場合は、電話等より監督員の承認を得た上で、代理の者がその業務を行うことができます。

ただし、長期間にわたる場合は、現場代理人の交代手続きが必要となる場合があります。代理者の選任や手続き方法については、発注者の規定に従ってください。

Q11：現場代理人と営業所技術者等を兼務することはできますか

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、原則として営業所技術者等と兼務することはできません。ただし、下記のすべてを満たす場合は、1件まで兼務が可能です。

1. 当該営業所において請負契約が締結された工事
2. 予定価格が3,700万円（建築一式工事は7,500万円）以下の工事
3. 工事現場が営業所と近接していること
4. 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保できること
5. 営業所技術者等の職務に支障をきたさないこと

なお、近接の取り扱いについては、工事場所が福岡市内または福岡市に隣接する市町村の区域内のため、契約を締結する営業所の所在地が、福岡市内または福岡市に隣接する市町村であれば”近接”として扱われます。

Q12：現場代理人は出向社員でも務めることができますか

現場代理人については、身分等に係る規定はなく、出向社員でも務めることができます。ただし、現場代理人は請負契約の履行に関する受注者の代理人であり、役割と責任を十分に理解した上で指名ください。

また、監理技術者や主任技術者については、建設業法で定められた直接的かつ恒常的な雇用関係の要件を満たす必要がありますので、ご注意ください。